

Future Code 入会規定(2015 年度改訂版)

初めてボランティアに参加される方へ

初めまして、Future Code によるこそ

私たちは神戸より、世界中の様々な地域の医療問題に取り組む国際医療 NGO です。まだ届かない医療とその世界を繋げる架け橋となる『未来への鍵』を目指します。私たちと一緒に「Future Code=未来への鍵」を創っていきませんか。

私たちの活動は、みなさまからの暖かいご支援により成り立っています。Future Code では、支援を少しでも多く現地に還元するため、日本での活動を一部会費により運営させていただきます。会費は以下のとおりです。

(*2015 年 10 月 18 日に開催された臨時総会にて、2015 年度より会費と会員規程を一部変更いたしました)

- ・正会員 年会費 12,000 円

(バングラデシュ支部で直接、正会員登録された方に限り、現地通貨タカ-円相場の貨幣価値を考慮し、日本円で正会員年会費 3000 円 とさせていただきます)

- ・医師会員 年会費 10,000 円
- ・一般会員 年会費 6,000 円
- ・賛助会員 年間 3000 円/一口
- ・学生会員 年会費 無料

(尚、会費の徴収は年度初めに徴収させていただきます。個人的な退会による会費の返還は行っておりません)

会員の活動内容

- ・イベントスタッフ:講演会、募金活動、チャリティイベント、勉強会等の運営スタッフ
- ・ミーティング(総会への参加を含む):月 1 回程度
- ・海外ボランティア活動や現地活動見学への参加等
- ・広報活動(Web、ポスターデザイン、ビデオ制作)のサポート

正会員特典

- ・海外での活動時や活動見学への参加への割引など
- ・総会での参加と活動方針決定に関わる発言権等

詳しくはメール(info@future-code.org)にてお問い合わせください。
スタッフ一同、ご連絡をお待ちしております!

会員規程

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人 Future Code（以下、「当法人」という。） 定款第6条に規定する会員について必要な事項を定める。

(会員)

第2条 当法人の会員は、次の6種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的、趣旨及び活動に理解し賛同して入会する個人及び団体であつて、医療保健分野又はそれらに関連する技術・知識・経験を有する者又はその習得が期待される者
- (2) 医師会員 当法人の目的に賛同して入会した医師、歯科医師及び獣医師
- (3) 一般会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (4) 学生会員 当法人の目的に賛同して入会した学生
- (5) 法人会員 当法人の目的に賛同して入会した法人
- (6) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会および入会金)

第3条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(入会の不承認)

第4条 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(除名)

第5条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 会員が定款や本規程の条項等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) この法人に損害を与えたとき、または会員としての行動に甚だしい逸脱行為があつたと認められるとき

(義務)

第6条 1 正会員は当法人の目的を遵守し、当法人の活動を支援しなければならない。

2 会員は、総会において別に定める会費規程に基づき会費を納入しなくてはならない。

3 会員は住所、氏名（法人・団体の名称）等登録内容に変更が生じた場合、ただちに当法人へ届け出なければならない。

(権利・義務の始期)

第7条 1 正会員としての権利は、前項の会費の納入が完了した時に発生するものとする。

2 総会への参加および総会での議決権の行使については、定款第25条により招集通知を発行又は発信する時点で正会員である者のみが権利を行使できるものとする。

(会員譲渡の禁止)

第8条 会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、売買、担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできないものとする。

(当法人が承認した活動以外での利用禁止)

第9条 会員は、当法人が承認した場合を除き、当法人を通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版、送信、放送、工業所有権の出願その他使用をすることはできず、また、第三者をして使用させることはできない。

(法人の名称使用)

第10条 理事以外の会員は、当法人の会員であることを表明する場合に限り、当法人の名称を使用することができる。ただし、理事会の承認のある場合はこの限りではない。

(会員の資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(抛出品品の不返還)

第12条 定款に定める、退会・資格の喪失・除名等のいかなる事由であっても、既に納入した会費その他の抛出品品は一切返還しない。

(退会)

第13条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(再入会)

第14条 1 第11条により資格を喪失した者が再入会を希望し、理事長がそれを認めたときは、再入会が認められる。

2 再入会に際しては、所定の会費を改めて納入しなければならない。

附 則

この規程は、平成25年5月12日から実施する。

会費規程

特定非営利活動法人 Future Code（以下「法人」という。）定款第8条及び、会員規程第6条第2項の規定に基づき、以下のとおり会費規定を定める。

第1条 法人の会員の年会費は次のとおりとする。

正会員	年会費 12,000 円
医師会員	年会費 10,000 円
一般会員	年会費 6,000 円
学生会員	年会費 無料
法人会員	
賛助会員	3,000 円／口

第2条 入会時に納入すべき会費は、入会申込み日より2週間以内に法人が指定する方法により納入しなければならない。納入にかかる振込手数料等の費用は会員が負担するものとする。

第3条 年度途中での入会は、入会月を含めて月割り計算にて前条の年会費を定めるものとする。

第4条 2年目以降の会費の納入は、各年度の3月末までに納入するものとする。

2 3月末までに年会費が支払われず、かつ請求後1週間以内に支払われなかった場合、会員資格継続の意思がなかったものと推定し、会員資格を停止するものとする。会員資格を停止された会員が必要な会費を支払った場合、会員資格停止を解除し会費納入時より会員に復帰する。

第5条 既納の会費その他の抛出品は、返還しない。

第6条 本は、総会の承認を経て、改定することができる。

2 本規程は、前項の改定があるまでは、継続して効力を有するものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月20日通常総会において決定され、平成25年5月12日から実施する。